

靴型治療用装具の写真添付について

靴型治療用装具の療養費を申請する場合は、「装具の写真(対象者が実際に装着する現物)」の添付が必要です。領収書と実際に作成された装具が同一かを確認することを目的とするもので、適切な保険給付のためご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 靴型治療用装具の写真の撮影について

靴型装具に係る療養費支給申請書には、以下4点を満たす写真の添付をお願いいたします。

- ① 治療用装具の全体像が確認できる写真であること
※正面、側面(左右どちらか一方向)
- ② 付属部品等も含めて購入したすべての治療用装具が撮影されていること。
- ③ 中敷き等(靴に挿入するタイプの装具)がある場合は、靴から取り出した状態で撮影されていること。
- ④ ロゴやタグ(サイズ表記)がある場合は、ロゴやタグが撮影されていること。

(2) 写真の撮影者

被保険者本人、家族、義肢装具士、事業者等いずれであっても差し支えありません。
なお、支給決定後の写真の返却については対応いたしかねますのでご注意ください。

※装具の形状がはっきり確認できない場合は、再提出を求めることもありますので
ご了承ください。

靴型治療用装具の写真添付用台紙

記号	番号	被保険者氏名	装具作成対象者氏名	購入日
				年 月 日

【写真提出・撮影方法についての留意点】

1. 写真は枠内に貼付してください。貼り切れない場合は裏面に貼付してください。
2. 装具の全体が確認できるように撮影してください(正面・側面(左右一方向))。
3. 付属品等が複数ある場合は、全ての装具を撮影してください。
中敷き等(靴に挿入するタイプの装具)がある場合は、靴から取り出して撮影してください。
4. ロゴ・サイズ・品番・メーカー表記がある場合は、はっきり写るように撮影してください。

写真貼付欄